



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2024 年 3 月 20 日

「LT 会」会報第 24-5 号（総 259 号）

上海良図商務諮詢有限公司（LTCC）

外国公文書の認証に関する最新動向

これまで長い間、「領事認証」は企業の海外投資や経営だけでなく、個人の海外での仕事や留学においても公文書の国境を越えて使用する方式として必須でした。

2023 年 3 月 8 日、中国は国境を越えて公文書を使用する手続きを簡素化するため、『外国公文書認証要求の取消しに関する条約』（以下『公約』と略）に正式加盟しました。本『公約』は 2023 年 11 月 7 日に施行され、中国と『公約』締結国間の公文書の国境を越える使用においては「領事認証」という従来の方式が廃止され、「アポスティューユ(Apostille)」という新しい方式が採用されることとなりました。

今回の会報では、日本を対象に、公文書の国境を越える使用に関する最新情報をまとめました。会員の皆様にご参考いただければ幸いです。

一、従来方式と新方式の比較

1. 従来方式（領事認証）

公文書発行→外務省認証→領事認証→渡航先へ送付

2. 新方式（アポスティューユ「Apostille」）

公文書発行→外務省認証及びアポスティューユ(Apostille)の発行→渡航先へ送付

二、『公約』の適用範囲及び公文書の認定基準

1. 『公約』の適用範囲

この『公約』は、一方の締約国の領域内で作成され、かつ他方の締約国の領域内で提示を要する公文書に適用する。非公約締結国には適用されない。

2. 公文書の認定基準

(1) 検察官、裁判所書記官または司法執行員（「執行官」）の発行した文書を含む国の裁判所又は法廷に関する機関又は職員の発行した文書；

(2) 行政文書；

(3) 公証文書；

(4) 個人の名義で署名された文書の公的証明。例えば、文書の登録または特定日に存在した事実の記録についての公的証明、及び署名に対する公的証明並びに公証証明。

三、適用可能な日本公文書についての基準

下記のいずれの条件も満たさなければならない。

- (1) 発行日が記載されている（発行日から3カ月以内）；
- (2) 発行機関（発行者名）が記載されている；
- (3) 個人印や署名ではなく官印が押されている。

留意事項：

- ① 発行して3ヵ月以内であるもの。
- ② 署名のみ又は私印のみがあるものは、証明の対象とならない。
- ③ ホチキス針が外され、又は修正された書類は受け付けられない。

証明の所要部数は提出先に確認すること。予備目的の申請は受け付けられない。

四、アポスティューユ「Apostille」に適用する発行機関

発行機関の例：

発行機関（書類）		備考
官公署	国等の機関（登記簿謄本、無犯罪経歴証明書、居住者証明書等）	
	地方自治体（戸籍謄本、住民票、納税証明書など）	
	公証人認証書	法務局の公証人の認証を受けた公証人認証書には、当該公証人が所属する法務局長の公証人押印証明が必要である。
教育機関	国公立大学（学位証明書）	法人に移行していない国公立大学
	公立の高等学校、中学校、小学校	
医療機関	国公立病院、赤十字病院	

留意事項：

※上記以外の発行機関が特殊/独立行政/財団等法人、国公立/私立大学法人〇〇大学、私立学校、国立/私立大学法人〇〇大学附属病院、私立病院等である場合、また私文書等については、外務省へ直接「アポスティューユ(Apostille)」を申請ことはできず、法務局の公証人認証及び所属法務局長の公証人押印証明を受けた上で、外務省へ「アポスティューユ(Apostille)」を申請することができる。

※渡航先が『公約』の締約国であっても、領事認証が必要な場合や、公証人による認証を求められる場合もある。渡航先または在日公館に事前に確認すること。

中国が『公約』に加盟したことにより、一層迅速な「アポスティューユ(Apostille)」手続きが採用され、公文書の国境を越える使用手順が大幅に簡素化されました。これにより、国際間の往来におい



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

て極めて大きな利便性が提供されることになります。

以上

添付：アポステイーユ(Apostille)のサンプル

別記様式第2号

犯罪経歴証明書 Certificate of Criminal Record	
氏名 Name	
性別	
APOSTILLE (Convention de La Haye du 5 octobre 1961)	
1. Country: JAPAN	
This public document	
2. has been signed by	
3. acting in the capacity of	Senior Commissioner Chief of Aichi Prefectural Police Headquarters
4. bears the seal/stamp of	Chief of Aichi Prefectural Police Headquarters
Certified	
5. at Tokyo	6. NOV 17 2023
7. by the Ministry of Foreign Affairs	
8. No.	
9. Seal/stamp:	10. Signature:
	 For the Minister for Foreign Affairs
Senior Commissioner Chief of Aichi Prefectural Police Headquarters	

(無犯罪記録証明書のアポステイーユサンプル)